

「放送大学学園印刷教材物等梱包」委託業務の企画提案審査公告について

放送大学学園において、下記のとおり企画提案審査を行います。

1. 目的

通信制大学である本学は、履修科目に合わせて9万人の学生等毎に印刷教材及び通信指導問題等を梱包し送付することとしており、緻密な教務スケジュールに合わせ印刷教材物等を迅速かつ確実に学生等へ送付するための梱包業務の委託先を選定することを目的とする。

2. 企画提案に付する事項

(1) 件名

「放送大学学園印刷教材物等梱包」における委託業務一式

(2) 内容

「放送大学学園印刷教材物等梱包」委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3. 企画提案に参加する者に必要な資格

(1) 放送大学学園契約事務取扱規程第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 有効年度が平成18年度の「全省庁統一規格」において業種区別が「役務の提供」であって、A、B又はCの等級に格付けされている者であること。但し、公益を目的として設置された法人についてはこの限りではない。

(3) 放送大学学園から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 企画提案書作成要領及び仕様書の配付期間及び場所

(1) 配付期間 平成18年12月18日（月）～平成19年1月19日（金）

(2) 配付曜日 月曜日～金曜日（祝祭日及び12月29日～1月3日は除く）

(3) 配付時間 10時00分～12時00分及び13時00分～17時00分

(4) 配付場所 〒261-8586 千葉市美浜区若葉2-1-1

放送大学学園教務部教務課（2階）

5. 企画提案説明会の日時及び場所

(1) 日 時 平成18年12月22日（金）14時00分から

(2) 場 所 放送大学学園若葉会館第1研修室（3階）

6. 企画提案書作成要領で示した書類の提出期限・提出先

(1) 提出期限 平成19年1月19日（金）17時00分必着

(2) 提出先 上記4.(4)の担当課に提出すること。

なお、企画提案に参加しようとする者は、予め連絡すること。

連絡先 放送大学学園教務部教務課教材係

電話 043-298-5111 (内線4270)

FAX 043-298-4380

7. 企画提案書の取扱い

企画提案書は『「放送大学印刷教材物梱包」委託業務選定委員会』（以下「選定委員会」という。）および本件業務関係者が使用する。

なお、提出された書類は返却しない。また、一旦受領した企画提案書の差し替えおよび再提出は認めない。また、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）に基づく開示請求の対象となる。

8. 企画提案に参加する者に求められる義務

- (1) この企画提案に参加を希望する者は、企画提案書を提出期限までに提出すること。
- (2) 企画提案に参加する者は、企画書提出後、内容に関し説明や追加資料の提出を求められた場合には、それに応じること。
- (3) 上記(1)の企画提案書に基づき、役務の提供が可能と判断したものを、審査の対象とする。

9. 無効となる企画提案書

- (1) 本公告に示した参加資格に必要な資格の無い者の提出した企画提案書
- (2) 仕様書等で指定する様式、条件に適合しない企画提案書
- (3) 記載すべき事項の内容が記載されていない企画提案書
- (4) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (5) 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる者が作成した企画提案書

10. 受託者の決定方法

放送大学学園内に設置する選定委員会において、提出された企画提案書を評価・採点することとし、必要に応じ説明を求めることもある。

審査は審査基準（別添）に従い、各項目の得点の合計値の高い提案者を選定する。

なお、選定委員会は非公開で行うこととし、審査の内容や経過に関する問合せには応じられない。

11. 企画提案書の選定結果の通知

選定終了後（平成19年2月上旬予定）にFAX等によって通知する。

12. 契約書の作成及び契約期間

- (1) 契約締結にあたっては、契約書を作成する。
- (2) 契約期間 平成19年4月2日～平成20年3月31日

13. その他

- (1) その他詳細は仕様書及び企画提案書作成要領による。
- (2) 選定した企画の内容は、放送大学学園と選定者の協議の上、変更することがある。
- (3) 事業実施にあたっては、法令、契約書等を遵守し、放送大学学園と十分な連絡調整を図り、かつ、担当者の指示を遵守すること。
- (4) 企画提案書の作成のために当方から受領した全ての資料は、当方の了解なく公表・使用することは認めない。

以上、公告する。

平成18年12月18日

放送大学学園事務局長 折 原 守